

公務公共サービス労働組合協議会との政務官会見概要

日時：平成23年5月24日（火）18:00～18:40

場所：中央合同庁舎4号館10階 園田政務官室

出席者：園田康博政務官（陪席者）笹島蒼行審議官、村山誠参事官以下 計8名
公務労協 吉澤伸夫事務局長以下 計20名

議題：国家公務員制度改革関連四法案等についての意見交換

概要：双方の主な発言は、以下のとおり（○：政府、●：公務労協）。

- 23日に国家公務員の給与削減について、政府提案を受け入れたが、本来は自律的労使関係制度の下で交渉・合意すべきところであるが、それを先取りする形で、極めて異例な措置として合意した。それは労働基本権の回復を確信したがためであり、給与削減法案に対して自律的労使関係制度の法案が後送りされることは許されない。政府及び民主党の責任ある対応を求める。

次に、法案の内容面について4月5日の政務官会見の際に提起した課題について、以下のとおり申し上げたい。

- ① 消防職員の団結権は、連合会長が政府に主張した重要課題であり、法案閣議決定の時点で、その後の経緯も踏まえ、改めて高度な決断をいただけるよう大臣を含む関係者に伝えていただきたい。

また、刑事施設職員の団結権問題については、近い将来、議論できる機会があると期待する。

- ② 争議権については、国家公務員労働関係法案の附則中の検討規定の重さを改めて共有するとともに、検討に当たっては経緯を踏まえ、政府が一方的に措置の内容を決めることにはならないことを確認しておきたい。

- ③ 給与法等の法律事項と政令事項の振り分けについては、国公法一部改正法案附則に「政府は」「検討を加え」「必要な措置を講ずる」としているが、自律的労使関係制度の根幹に関わる問題であり、しっかりとした交渉の下、いつから検討するのかを明らかにしていただきたい。

- ④ 在籍専従については、認証労働組合のみから構成される連合体については認証の有無にかかわらず役員専従できることとした点はしっかり受け止めたい。一方、上部組織の扱いについて、震災ボランティアの対応において上部組織が社会的役割を果たしている実態も踏まえた対応をお願いしたい。

- ⑤ ①の消防職員団結権の件も含め、地方公務員の労働基本権については、総務省で検討されていると思うが、総務省の政務三役と連携を図っていただくことを確認したい。

- 皆さんとも議論しながらこの法案を一緒に作り上げてきた。速やかに閣議決定・国会提出し、成立に向けて努力する所存。震災の影響もあり、法案の国会への提出時期は当初予定時期よりも遅れているが、しっかりと審議できるように私も汗をかいていきたい。御指摘のあった課題については、次のとおり回答する。

- ① 消防職員の団結権については、担当の総務省政務三役において検討されているが、今後とも総務省政務三役との意思疎通を密にしていきたいと思います。

刑事施設職員の労働基本権については、しっかりと議論しなければならない課題と考える。

- ② 国家公務員の争議権については、自律的労使関係制度の機能や国民の理解の状況を見つつ、労働側の皆さんとも議論しながら、速やかに検討していきたい。

- ③ 法律事項と政令事項の振り分けについては、この法案が成立した後、24年度には公務員庁も設置されて交渉の形が整い、25年度からはフルスペックで中央交渉が可能となる中で改めて作られていくもの。中央交渉の重要なテーマの一つとなるため、労使の交渉の中でしっかりと議論されるべきと考える。

- ④ 在籍専従先の拡大については、今回立法する法律上の位置づけでは、認証労働組合のみから構成される連合体がぎりぎりのところと判断している。法律の射程を超えた上部組織等の取扱いについては、そうした組織の運動への参画という観点からの整理について御議論いただきたい。

- ⑤ ①でも述べたが、地方公務員の労働基本権問題については、総務省政務三役とも意思疎通を密にしていきたいと思います。

- 直接的な国家公務員制度改革関連法案の案件ではないが、関連して2点を申し上げたい。
 - ① 昨年12月3日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について、特に制度・組織面の見直しはどうなっているのか。
 - ② 「基本方針」において給与水準の適正化の取組について言及されているが、国家公務員の給与削減問題にかかわって、独法職員の賃金をはじめとした労働条件決定に当たっては労使交渉で決めたことが最も優先されることの確認を強く求めたい。
- 御指摘の点については、次のとおり回答する。
 - ① 「基本方針」に基づく制度・組織面の見直しについては、震災後、蓮舫大臣から「独法職員の皆さんも震災対応にあたっており、負担をかけるべきではない」と指示があり、事務局内での論点整理等にとどめ、対外的な議論を控えている。今後見直しの検討を進めていく際には、皆様ともしっかりと意見交換してまいりたい。
 - ② 独法職員の給与額等の労働条件については労使交渉に基づくことが基本であることは、23日に総務大臣から御発言があったとおりである。一方で、独法の運営経費については国からの財政支出を受けているため、国民に御理解いただけるよう給与水準の公表等を実施しており、この点を踏まえた何らかの措置は必要であると考えている。
- この度の給与削減の交渉においても、「何のための給与引下げなのか」という点に相当の時間を費やしてきた。この点が最も重要であり、この議論の舞台が独法へ移行した際に「国家公務員の給与が引き下げられたから」が理由の交渉であれば話にならない。独法においてもそれぞれの経営環境や労使もあり、しっかりと交渉がおこなわれなければならない。この点は政府全体の見解としていただきたい。
- 皆様方とも議論をさせていただき、一方的な措置とならないようにすることが大切だと考える。
- 本日申し上げた課題については、政務官より誠意ある回答をいただいた。法案閣議決定前に中野大臣から直接法案の成立に向けた決意を伺いたいので、お伝えいただきたい。
- 御要望の件は承知した。